

令和3年2月16日開会

第723回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

議案第 1 号 市内小中学校保健室エアコン設置事業に係る補正予算 (総務課)

### < 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 臨時代理した事項の報告について (総務課)

報告第 2 号 令和 2 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の追加について (総務課)

報告第 3 号 むつ市小学生スポーツ・文化活動の指針について (学校教育課)

報告第 4 号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

### < その他 >

## 議案第 1 号

### 市内小中学校保健室エアコン設置事業に係る補正予算

市内小中学校保健室エアコン設置事業に係る補正予算について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 3 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

#### 提案理由

夏季における環境要因により生じる体調不良の児童生徒への対応を実施する保健室の環境整備として、令和 3 年夏季までに小学校 7 校、中学校 6 校、計 1 3 校へ冷房を目的としたエアコンを整備するためむつ市議会第 2 4 7 回定例会に補正予算として提案する。

## 1 事業概要

令和3年夏季までに小学校7校、中学校6校、計13校の市内小中学校の保健室へ冷房を目的としたエアコンを整備するためむつ市議会第247回定例会に補正予算として提案する。

### ・対象校

第一田名部小学校、第三田名部小学校、奥内小学校、関根小学校  
大平小学校、大湊小学校、正津川小学校 小学校7校  
むつ中学校、近川中学校、大平中学校、大湊中学校、大畑中学校  
脇野沢中学校 中学校6校

備考1 川内小中学校、脇野沢小学校、田名部中学校、関根中学校については既に設置済み

備考2 第二田名部小学校及び苦生小学校は、大規模改修工事にて対応を予定

備考3 大畑小学校は、今年度寄附があったエアコンを令和3年度対応を予定

## 2 事業スケジュール

令和3年 2月	3月補正予算要求
令和3年 3月末	物品（設置込み物品納品）として発注
令和3年 4月中旬	入札・契約
令和3年 4月～8月中旬	納品完了

## 3 予算要求額

エアコン購入13校分（設置込み）	17,147千円
財源	
補助金（文科省／学校保健特別対策事業費）	5,600千円
一般財源	11,547千円

## 4 参考資料

市内小中学校保健室エアコン設置事業 参考資料

室内機



室外機



エアコン仕様（参考商品）

住宅用エアコン 三菱 MSZ-GV5620SEE 18畳用 耐重塩害仕  
単相200V/15A 冷房能力5.6kw

備考

上記は代表となる商品

各学校で設置に係る条件が異なるため、保健室の面積、取付位置に合わせた能力の製品や台数を選定（1台～2台/保健室 設置予定）

## 報告第1号

### 臨時代理した事項の報告について

臨時代理した苫生小学校空調改修計画の計画変更について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和3年2月16日

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

当初は4種類の工事に対応を予定していたが、内容を精査した結果3種類の工事としての計画が適正であったため、苫生小学校空調改修計画の計画変更を実施した上で速やかに契約事務を行う必要があったことから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第3号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和3年1月20日

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

## 苫生小学校空調改修計画 計画変更について

### 計画変更点

当初は、工種を建築工事・電気設備工事・機械設備工事・空調設備工事の4種類の工事としていたが、精査した結果、4種類の工事のうち、機械設備工事と空調設備工事は同種類の工事であったため、1種類の工事とし、建築工事・電気設備工事・機械設備工事の3種類の工事となった。

このため、機械設備工事の予定価格が1億5千万円を超えることから、議決が必要とされ、むつ市議会第247回定例会へ諮る予定である。

### 事業概要（前回議決時点から変更無し）

苫生小学校の空調設備及び給水ボイラーの老朽化により設備の停止が多く見られることから、交付金を活用しボイラー、キュービクル及び暖房設備等を一斉に整備するものである。

各普通教室に暖房設備、職員室や保健室及び特別支援教室には冷暖房設備を整備する。

### 工事期間（前回議決時点から変更無し）

約9か月

令和3年3月末～令和4年1月中旬の予定



歳出見積額（工事種類変更に伴う内訳金額の変更）

合計：295,751千円

内訳

委託料 空調改修工事監理業務委託 4,669千円

工事請負費 空調改修工事 291,082千円

内訳

工事	変更前	変更後
建築工事	48,884千円	48,884千円
電気設備工事	71,808千円	71,808千円
機械設備工事	147,620千円	170,390千円
空調設備工事	22,770千円	機械設備工事へ含める

歳入見積額（前回議決時点から変更無し）

合計：295,590千円

補助 学校施設環境改善交付金 24,590千円

教育債 補正予算債 190,800千円

学校教育施設等整備事業債

80,200千円

備考（前回議決時点から変更無し）

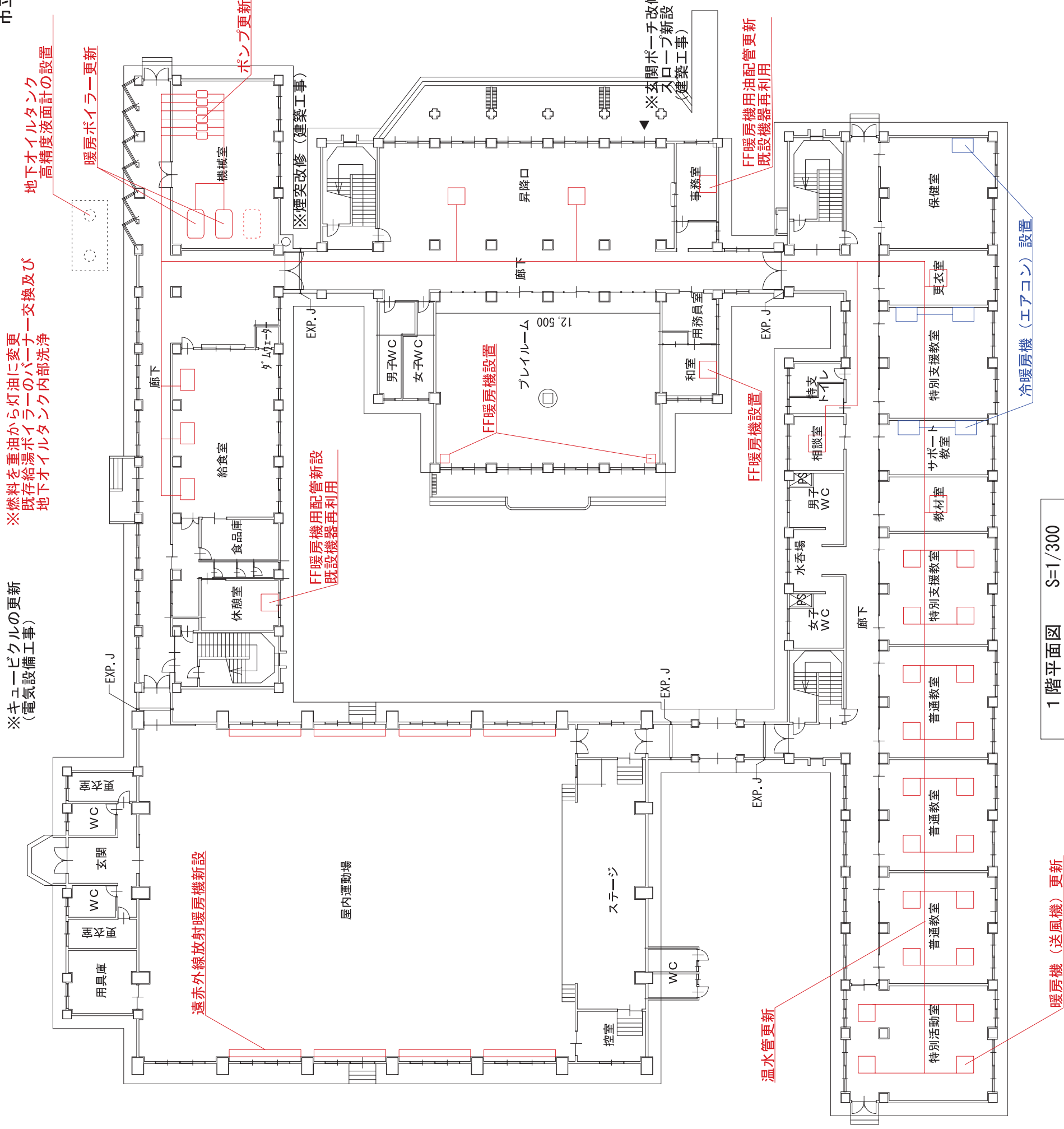
歳出から歳入を差し引いた161千円は一般財源からの支出となる。

市立苫生小学校空調改修工事

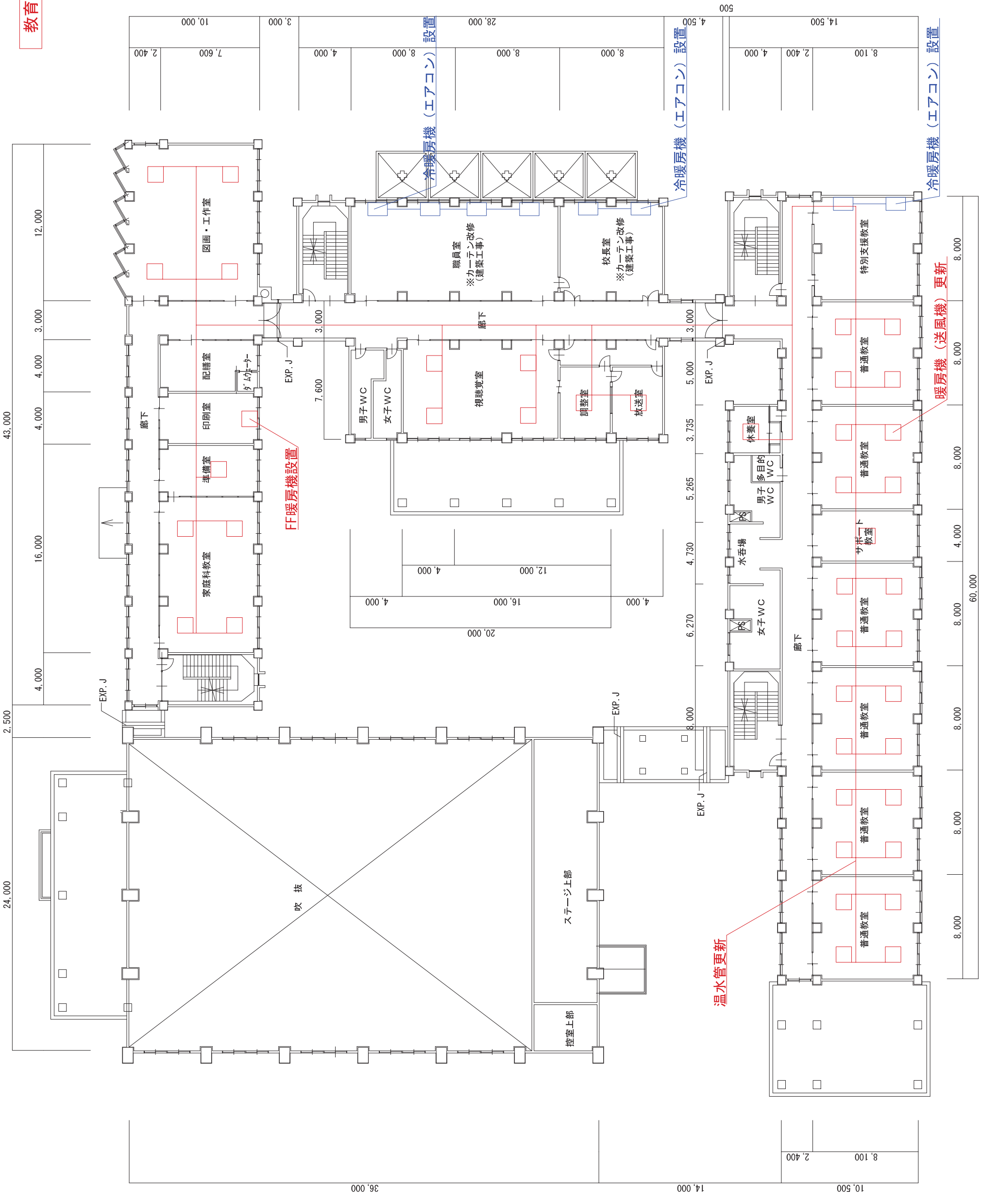
教育委員会用

工事概要 (全体)

昭和61年建設の苫生小学校の暖房用ボイラー及び空調設備改修工事である。ボイラーは2台停止しているが1台がトラブルにより休止が多発している。暖房配管の水漏れが頻りに発生している。暖房機を増え始める。ボイラー、配管、暖房機(送風機)及び赤外線放射暖房機、特別支援教室、校長室や職員室は冷房機(エアコン)を設置する。文部科学省「学校施設環境改善交付金」の補助金として、大規模改造(空調設置)を活用。



 教育委員会	工事名	市立苫生小学校空調改修工事	図面名	1階平面図	図面番号	
	年月日	2021.01				





赤、青字：機械設備工事  
黒字：建築工事、電気設備工事

3階平面図 S=1:200

年月日	2021.01
図面名	3階平面図
工事名	市立若生小学校 空調改修工事
教育委員会	

## 令和 2 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の追加について

第 7 2 2 回教育委員会において市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者として報告しておりますが、受賞者に追加があったため報告するものであります。

### ●追加受賞者

- ・団体名 第一生命保険株式会社 下北営業オフィス  
住 所 青森県むつ市柳町一丁目 6 番 5 号  
功 績 市内小中学校 2 2 校に対し、ハンド用アルコール洗浄液 3 0 0 個を寄贈
  
- ・団体名 一般財団法人青森県立大湊高等学校川内校舎後援会  
住 所 青森県むつ市川内町家ノ上 4 8 番地  
功 績 川内小学校に対し、青森県立大湊高等学校川内校舎が保有するアップライトピアノ 1 台を寄贈
  
- ・団体名 青森ヤクルト販売株式会社 むつ営業所  
住 所 青森県むつ市緑町 1 6 番 1 5 号  
功 績 むつ市立図書館へアルミ製車椅子 1 台を寄贈
  
- ・氏 名 杉野 盟 (すぎの めい)  
在籍校 大湊中学校  
功 績 第 1 8 回東奥少年少女文芸大会「詩部門」 入選 1 席

## むつ市小学生スポーツ・文化活動の指針について

むつ市小学生スポーツ・文化活動の指針を策定しましたので報告いたします。

### 1 策定について

小学校運動部活動のスポーツ少年団への移行にあわせ、文化部活動も保護者の方や地域の団体の皆様の指導のもと活動する形に移行しました。

これまで「小学生スポーツ活動の指針」として示していたものに、文化活動に関する内容も加えた指針を策定することとし、小学生スポーツ・文化活動連絡協議会において、委員の皆様书面協議にて検討していただきました。

### 2 周知について

年度内に、市内各小学校、スポーツ少年団、スポーツ少年団以外のスポーツ団体、文化活動団体に、本指針を送付いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 教育委員会からの発出文書

- R3.1.25 「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女性教職員の勤務について」の一部改正について
- R3.1.26 むつ保健所管内における新型コロナウイルス感染者の発生について
- R3.1.29 新型コロナウイルス感染症に対応するための教職員の在宅勤務について

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女性教職員の  
勤務について」の一部改正について（通知）

このことについて、令和2年5月29日付けむ教総第458号で通知したところですが、厚生労働省の「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正に伴い、同通知の対象期間について下記のとおり一部改正しましたので、適切に御対応くださるようお願いいたします。

記

- ・ 改正内容  
「3 対象期間」を「通知日から令和4年1月31日まで」に改める。

以上

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ 新 田  
電 話 22-1111 (内線3115)



小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
 教育長 氏 家 剛  
 (公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に関する女性職員の勤務について（通知）

このことについて、令和2年5月7日付けで「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第201号）が告示されました。

改正された指針において、妊娠中の女性労働者の母性健康管理のため必要な措置を講ずることとされたことに伴い、妊娠中の女性教職員の勤務について次のとおり取り扱うことといたしましたので、貴校教職員に周知するようお願いいたします。

## 1 妊娠中の女性教職員の勤務に関する配慮

妊娠中の女性教職員が、保健指導又は健康診査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、校長にその旨申出（※）をした場合、次のとおり対応すること。

申出内容	学校の対応
感染のおそれが高い業務への従事に伴うストレスの軽減	感染のおそれが低い業務に分担を見直す
出勤の制限	在宅勤務の承認
通勤緩和	時差出勤の承認 妊婦の通勤緩和休暇の承認
業務軽減	妊婦の業務軽減等休暇の承認

※ 申出は、母性健康管理指導事項連絡カード等の書面によることが望ましい。

指導の有無や内容が不明確な場合は、校長等が担当の医師等に確認をとり判断等を求めた上で、必要な措置を講ずること。

## 2 妊娠中の女性教職員の在宅勤務について

上記1により、妊娠中の女性教職員が在宅勤務をする場合には、次のとおり取り扱うこととする。

### (1) 対象職員

市立小中学校に勤務する妊娠中の女性教職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）のうち、当該女性教職員の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、校長に出勤の制限の申出をした者。

### (2) 実施単位

在宅勤務は、1日又は半日単位で行うものとする。

### (3) 在宅勤務を行うときの手続

#### ①承認権者

在宅勤務の承認は、承認を受けようとする教職員（以下「希望教職員」という。）が所属する学校の校長が行う。

#### ②申請及び承認

ア 希望教職員は、在宅勤務を行おうとする日時、勤務内容等を記載した旅行管理簿（別紙様式）を作成し、あらかじめ校長に提出する。この場合においては、複数日の在宅勤務についてまとめて申請し、校長の承認を受けることもできることとする。

イ 校長は、旅行管理簿を決裁することにより、在宅勤務を承認する。

#### ③在宅勤務の開始・終了報告

ア 在宅勤務の承認を受けた教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。

イ 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、確認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

#### ④勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

### (4) 従事させる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

### (5) 服務等

#### ①勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

## ②職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として市民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

## ③時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

## ④サービスの取扱い

実施教職員のサービスについては、自宅への出張（直行・直帰）とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

## ⑤休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合や、職務と関係のない用事で自宅から外出する場合などについては、通常の休暇制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報告することとする。ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

## ⑥旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。ただし、業務の都合上、自宅から他の用務先に出張する必要がある場合は、当該出張に係る旅費を支給する。

## ⑦電話等の取次ぎ

ア 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次ぐこととする。

イ 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

## (6) 留意点等

### ①情報セキュリティ対策

ア 実施教職員は、勤務内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

イ 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。

### ②在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

ア 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用

イ 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費

ウ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金

エ その他、県が負担することが適当でない費用

## 3 対象期間

通知日から令和4年1月31日まで



旅 行 管 理 簿

職 名		氏 名		住所又は居所		中央一丁目8番1号			
教諭		下北 陸奥男		むつ市					
旅行日	用 務	用 務 地	所要(予定)時間	区 分	旅 行 確 認				
					命 令 (依 頼) 月 日	承認		確認	
5/18	教材作成、休業中の児童への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間 45分	/	5/15	校長	教頭		校長
5/19	年間指導計画の作成【在宅勤務】	自宅	7時間 45分	/	5/15	校長	教頭		校長
5/20	児童の健康状態確認(電話)【在宅勤務】	自宅	0.5日	/	5/15	校長	教頭		校長
5/21	年間学校行事予定の変更案作成【在宅勤務】	自宅	7時間 45分	/	5/15	校長	教頭		校長
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						

※ 区分欄には、「私用車」等移動方法を記入すること。  
 ※ 旅行確認欄には、口頭その他の方法により命令(依頼)を受けた月日を記載するとともに、適宜決裁欄を設け、旅行命令権者の確認印を受けること。

青 教 員 第 1 0 4 号  
令 和 2 年 5 月 1 5 日  
(最終改正 令和3年1月20日)

各県立学校長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女性教職員の  
勤務について (通知)

このことについて、令和2年5月7日付けで「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第201号)が告示されました。

改正された指針において、妊娠中の女性労働者の母性健康管理のため必要な措置を講ずることとされたことに伴い、妊娠中の女性教職員の勤務について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴校の教職員に周知するようお願いいたします。

記

1 妊娠中の女性教職員の勤務に関する配慮

妊娠中の女性教職員が、保健指導又は健康診査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、校長にその旨申出(※)をした場合、下記のとおり対応すること。

申出内容	学校の対応
感染のおそれが高い業務への従事に伴うストレスの軽減	感染のおそれが低い業務に分担を見直す
出勤の制限	在宅勤務の承認
通勤緩和	時差出勤の承認 妊婦の通勤緩和休暇の承認
業務軽減	妊婦の業務軽減等休暇の承認

※ 申出は、母性健康管理指導事項連絡カード等の書面によることが望ましい。指導の有無や内容が不明確な場合は、校長等が担当の医師等に確認をとり判断等を求めた上で、必要な措置を講じること。

## 2 妊娠中の女性教職員の在宅勤務について

上記1により、妊娠中の女性教職員が在宅勤務をする場合には、次のとおり取り扱うこととします。

### (1) 対象職員

県立学校に勤務する妊娠中の女性教職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）のうち、当該女性教職員の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、校長に出勤の制限の申出をした者。

### (2) 実施単位

在宅勤務は、1日又は半日単位で行うものとする。

### (3) 在宅勤務を行うときの手続

#### ①承認権者

在宅勤務の承認は、承認を受けようとする教職員（以下「希望教職員」という。）が所属する学校の校長（校舎にあっては教頭とする。以下同じ。）が行う。

#### ②申請及び承認

ア 希望教職員は、在宅勤務を行おうとする日時、勤務内容等を記載した旅行管理簿（別紙様式）を作成し、あらかじめ校長に提出する。この場合においては、複数日の在宅勤務についてまとめて申請し、校長の承認を受けることもできることとする。

イ 校長は、旅行管理簿を決裁することにより、在宅勤務を承認する。

#### ③在宅勤務の開始・終了報告

ア 在宅勤務の承認を受けた教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。

イ 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、確認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

#### ④勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

### (4) 従事させる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

## (5) 服務等

### ①勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

### ②職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として県民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

### ③時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

### ④服務の取扱い

実施教職員の服務については、自宅への出張（直行・直帰）とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

### ⑤休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合や、職務と関係のない用事で自宅から外出する場合などについては、通常の実業制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報告することとする。

ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

### ⑥旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。ただし、業務の都合上、自宅から他の用務先に出張する必要がある場合は、当該出張に係る旅費を支給する。

### ⑦電話等の取次ぎ

ア 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次ぐこととする。

イ 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

## (6) 留意点等

### ①情報セキュリティ対策

ア 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

イ 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。



②在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

- ア 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用
- イ 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- ウ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- エ その他、県が負担することが適当でない費用

3 対象期間

通知日から令和4年1月31日まで

担当：教職員課 人事制度グループ  
電話 017-734-9892

む教総第3104号  
令和3年1月26日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

むつ保健所管内における新型コロナウイルス感染者の発生について

本日、むつ保健所管内において新型コロナウイルス感染者の発生が下記とおり確認されました。

つきましては、令和2年7月20日にお示しした「新型コロナウイルス感染者が発生した場合のフロー」に基づき対応していただくこととなりますので、校長各位におかれましてはご確認をお願いいたします。

また、むつ保健所管内において感染者が発生した事実を受け止め、これまでも実施していただいておりますが、日常の検温を含めた体調管理、校内活動中のマスクの着用（体育の授業、部活動に関しては「衛生管理マニュアルVer. 5」の41頁、51頁参照）、手指消毒、身体的距離の確保等については、徹底して実施するよう児童生徒及び教職員等に対し改めてご指導くださるようお願いいたします。

なお、本市においては「Good Neighbor Project」を推進しております。教職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る職務上知り得た情報はもとより、インターネットやSNS等で取得した情報についても、拡散するといった行為は厳に慎み、常に人権意識持ち、一人ひとりが、教育公務員としての自覚を持って職務を遂行してくださるようお願いいたします。

記

対象者	20代男性、20代女性 各1名
学校との関係性	学校関係者ではないことを確認済
学校の対応	学校関係者ではないことから、各校とも通常の学校活動を実施

以上

【担当】

事務局総務課総務・学務グループ  
電話22-11111（内線3116）

む教総第2065号  
令和3年1月29日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための県費負担教職員の  
在宅勤務について（通知）

このことについて、青森県教育委員会教育長より、各県立学校に対し別添のとおり通知を行った旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

また、今回の通知を受け、市内の小中学校に勤務する県費負担教職員の取扱いを別添のとおりといたしましたのであわせてお知らせいたします。

つきましては、貴校対象教職員に周知し、適切な措置がとられるようお願いいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ 新 田  
電 話 22-1111 (内線3115)

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための県費負担教職員の  
在宅勤務について

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に適切に対応するため、市立小中学校に勤務する県費負担教職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）について在宅勤務を実施する。

## 2 対象

県費負担教職員が保健所からの要請（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合を除く。）により、自宅待機する必要がある場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合は、出勤困難休暇の対象となる）。

## 3 在宅勤務が可能な期間

必要と認められる期間とする。

## 4 実施単位

在宅勤務は、1日単位で行うものとする。

## 5 在宅勤務を行うときの手続

### (1) 命令権者

在宅勤務命令は、対象となる教職員（以下「対象教職員」という。）が所属する学校の校長が行う。

### (2) 手続等

① 校長は、対象教職員に対して、在宅勤務を命令するものとする。

② 対象教職員は、在宅勤務の命令を受けた場合には、在宅勤務を行う日時、勤務内

容等を記載した旅行管理簿（別紙様式）を作成し、校長に提出する。

(3) 在宅勤務の開始・終了報告

- ① 在宅勤務を命ぜられた教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。
- ② 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、確認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

(4) 勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

6 在宅勤務できる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

7 服務等

(1) 勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

(2) 職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として市民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

(3) 時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

(4) 服務の取扱い

実施教職員の服務については、自宅への出張（直行・直帰）とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

(5) 休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合等は、通常の実業制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報告することとする。

ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

(6) 旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。

(7) 電話等の取次ぎ

- ① 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次

ぐこととする。

- ② 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

## 8 留意点等

### (1) 情報セキュリティ対策

- ① 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。
- ② 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。

### (2) 在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

- ① 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用
- ② 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- ③ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- ④ その他、県が負担することが適当でない費用



旅行管理簿

職名		氏名		住所又は居所		中央一丁目8番1号			
教諭		下北 陸奥男		むつ市					
旅行日	用務	用務地	所要(予定)時間	区分	旅行確認				
					命令(依頼)月日	承認		確認	
2/15	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	2/15	校長	教頭		校長
2/15	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	2/16	校長	教頭		校長
2/15	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	2/17	校長	教頭		校長
2/15	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	2/18	校長	教頭		校長
2/15	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	2/19	校長	教頭		校長
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						
			時間						

※ 区分欄には、「公用車」又は「私用車同乗」と記入すること。  
 ※ 旅行確認欄には、口頭その他の方法により命令(依頼)を受けた月日を記載するとともに、適宜決裁欄を設け、旅行命令権者の確認印を受けること。



青教員第451号  
令和2年12月22日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための教職員の  
在宅勤務について (通知)

このことについて、別添のとおり各県立学校長宛てに通知したので、お知らせ  
します。

担当：教職員課 人事制度グループ  
電話 017-734-9892

# 写

青教員第451号  
令和2年12月22日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための教職員の  
在宅勤務について (通知)

県内における新型コロナウイルス感染症の状況を受け、下記のとおり教職員の在宅勤務を実施できることとしましたので、お知らせします。

なお、令和2年4月から5月にかけて実施した在宅勤務とは、趣旨、対象等が異なっているため、十分留意するようお願いいたします。

## 記

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に適切に対応するため、県立学校に勤務する教職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）について在宅勤務を実施する。

### 2 対象

教職員が保健所からの要請（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合を除く。）により、自宅待機する必要がある場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合は、出勤困難休暇の対象となる）。

### 3 在宅勤務が可能な期間

必要と認められる期間とする。

### 4 実施単位

在宅勤務は、1日単位で行うものとする。

### 5 在宅勤務を行うときの手続

#### (1) 命令権者

在宅勤務命令は、対象となる教職員（以下「対象教職員」という。）が所

属する学校の校長（校舎にあっては教頭とする。以下同じ。）が行う。

(2) 手続等

- ① 校長は、対象教職員に対して、在宅勤務を命令するものとする。
- ② 対象教職員は、在宅勤務の命令を受けた場合には、在宅勤務を行う日時、勤務内容等を記載した旅行管理簿（別紙様式）を作成し、校長に提出する。

(3) 在宅勤務の開始・終了報告

- ① 在宅勤務を命ぜられた教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。
- ② 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、確認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

(4) 勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

6 在宅勤務できる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

7 服务等

(1) 勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

(2) 職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として県民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

(3) 時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

(4) サービスの取扱い

実施教職員のサービスについては、自宅への出張（直行・直帰）とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

(5) 休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合等は、通常の休暇制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報

告することとする。

ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

(6) 旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。

(7) 電話等の取次ぎ

① 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次ぐこととする。

② 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

8 留意点等

(1) 情報セキュリティ対策

① 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

② 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。

(2) 在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

① 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用

② 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費

③ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金

④ その他、県が負担することが適当でない費用

担当：教職員課 人事制度グループ

電話 017-734-9892

む教総第255号  
令和2年4月21日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校期間中における教職員の勤務について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年4月16日に政府が緊急事態宣言の発令対象を全国とする旨の決定がなされ、接触機会を最低7割、極力8割程度低減することが求められております。

このことを受け、臨時休校期間中における教職員の勤務につきましては、下記のとおり接触低減策や対応業務等についてお示しさせていただきますので、各校長におかれましては、各学校の実情を踏まえて可能な取組を講じていただき、適切な管理に努めてくださるようお願いいたします。

記

#### ◎県費負担教職員

「在宅勤務をはじめとしたテレワーク」「時差出勤」「空き教室の利用」「職専免（教育公務員特例法第22条第2項）」など、各学校において教職員間の接触を極力減らすための取組を講じていただき、職員室における執務環境等の分散を図るなど、十分な感染症対策を講じること。

#### ◎市職員・会計年度任用職員

県費負担教職員を参考に、次のように取り扱うこと。

##### ○調理師・給食調理員・給食作業員

- ・調理員及び給食作業員については、任用通知書における業務内容「給食室内外の衛生保持」等に努めながら、例えば「その他前各号に準ずる業務」として、学校用務員の業務補助（環境整備、施設・設備の補修等）など。
- ・調理業務のほか、給食当番児童生徒等が使用するマスクの作成など（マスク等の成果物の確認を行うことにより在宅勤務も可とする）。
- ・調理師についても、上記に準じた業務を行う。

##### ○学校用務員

通常業務に従事する（業務内容から他の教職員との接触について支障は少ないと考えられるため）。

##### ○スクール・サポーター及び小中一貫教育非常勤講師

県費負担教職員に準じた取組を行いながら、必要に応じて小学校臨時預かり業務に従事する。

以上

事務局総務課 工藤・新田  
電話 22-1111  
内線 3110・3115